





# 売買春問題ととりくむ会 とニュートラル

発行所 売買春問題とりくむ会  
〒169 東京都新宿区百人町2-23-25  
嬢風会第2会館内  
電話 (03) 5386-4041  
振替 00170-9-31099  
創刊 1973年2月1日

生きてこのつまに謝罪と保證を

日本軍「慰安婦」被害者たちの訴え

'03.8.6~9

売買春問題ととりくむ会

彼ら九人が日本を訪れた。これは五八年目の八月一五日を前にして、韓国の被害者たちが、わたしたちにとつてまだ戦争の被害は終わっていない、日本政府はいつまで問題の解決をしないのか、これ以上待てないと訪日を決意したのがきっかけだつた。その少し前、韓国の被害者と交流するために韓国を訪問して七月一六

受け入れ団体となつた。韓国の姜日出（カン・イ・ルチュル）さんと李玉善さんは二人とも始めての訪日だつた。二人は一五歳、一六歳でそれぞれ旧満州に連行され、ソ満国境に近い慰安所で性奴隸の生活を強いられた。日本の敗戦も知らぬ逃げまどい、そのまま中國に留まつた。三年前の二〇〇〇年に五八年ぶりに帰るようになつたが、あ

の当らない半生たつた点順さん、李容洙さん錦周さんたちも同じで述懐する。尹順萬さん

## マニフェストについての要望

私たち売買春問題ととりくむ会は売春防止法を獲得した団体の後身組織で、内外の売買春・性の問題にとりくんできました。

「慰安婦」問題には一九八八年に尹貞玉梨花女子大教授を迎えての集会をはじめとし、長くかかわつており、近年は立法による解決を求めての運動を続けてきました。

## マニフェストについての要望

私たち売買春問題とりくむ会は売春防止法を獲得した団体の後身組織で、内外の売買春・性の問題にとりくんできました。

「慰安婦」問題には一九八八年に尹貞玉梨花女子大教授を迎えての集会をはじめとし、長くかかわっており、近年は立法による解決を求めての運動を続けてきました。

いまマニフェスト問題が浮上しております。貴党のマニフェストにぜひ「慰安婦」問題を取り上げ、いかなる方法でこの問題を解決するのかお示しいただきたいと思います。

「慰安婦」問題には一九八八年に尹貞玉梨花女子大教授を迎えての集会をはじめとし、長くかかわっており、近年は立法による解決を求めての運動を続きました。

いま マニフェスト問題が浮上しております。貴党のマニフェストにぜひ「慰安婦」問題を取り上げ、いかなる方法でこの問題を解決するのかお示しいただきたいと思います。

日本が国際社会に名譽ある地位を占めたいのなら、「慰安婦」問題を解決しなくては他国の、とくにアジア諸国の信頼を得ることはできません。政党的責任を果たされるよう、主権者の群れとして要望いたします。

二〇〇三年七月二十四日

売買春問題ととりくむ会

ハルモニとアマたちの東京での二日間は多忙だった。七日午前、前国会に「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を提出した岡崎トミ子、吉川春子議員らの斡旋で参議院の倉田寛之議長と面会、本国昭次副議長と面会、国会で一日も早く法案が成立するようにと訴えた。その後、議員会館で法案提出議員たちと懇談し、院内集会を開いた。同日午後はまた内閣官房を訪問して日本政府が一日も早く公式謝罪と法的賠償をするよう訴えた。八日は外務省を訪問、外務大臣との面会に先だって外務省の事務官との協議があつたが、新任の首席秘书官は法的賠償は二国間条約で解決すみといつこれまでの日本政府の公式見解を述べるだけで韓国のハルモニたちの憤激をかつた。続いて各国の被害者と支援団体代表それぞれ一名だけが矢野哲郎外務副大臣と面談した。この面談に同行した韓国挺対協の尹美香さんは副大臣の対応はあまりにもお座なりなものにすぎなかつたと失望をかくさなかつた。

民被害者の通訳として来られた高秀珠さんが被害者である母親に代わって「母が病いに倒れて三年、多くの被害者たちの命ある間に日本からTの渡辺美奈さんがジュネーブの国連人権小委員会でのロビー活動の報告をして日本政府は、国連勧告に基づき、法的責任を認めて謝罪と賠償を行い、日本害性奴隸制の被害女性に一刻も早く正義を実現することを国会は裁判によって示された指摘や判決への付言を試しに受け止め、即刻立法による解決をはかること」と、集会アピールが採択されたあとも、まだ会場を去り難い韓国の被害者たちの訴えが続き、挺対協の金信宰さんが「この半世紀日本は謝罪もせず、ハルモニたる怨の恨（ハン）を解くことがしなかつた。今回は希望もつて来たにもかかわらずまた失望を抱いて帰ろうとしている、どうか生きている間に、謝罪し、ハルモニたちの名譽を回復してほしい、私たちの世代で問題を解決したい」と訴えた。（V A W W - N E T）

中心に少女売買春問題に取り組み、二〇〇一年三月から帰国女性たちと「タイ一日移住女性ネットワーク」(Self Empowerment Program of Migrant Women = SEPOM)を始めた。プログラムの目標は①日本から帰国し問題を抱えた女性たちがエンパワメントされ（心の傷を癒し、自己の尊厳を回復し、それぞれの問題解決に取り組む）、地域で安定した生活を築く②女性たちがオルタナティブな生き方を築いていく一方、地域社会が女性の役割を再考する③人身売買防止および移住労働女性のよりよい労働環境作りを目指し、タイ一日のNGO、行政機関等とのネットワークを築いていく④TJCの実態を把握し、子どもの基本的権利が守られるよう支援する、などである。実施期間は〇七年四月までという。

現在は毎週一回の定例ミーティングと、人身売買および移住女性の問題を知り問題解決の手がかりを得るために、帰国女性の聞き取り調査が続いている。チエラライ県メーサイ郡は人口約八万人、移住労働者四七六名のうち日本への出稼ぎ

HIVに感染している人三名。SEPO-Mでは自立のための支援として職業紹介のほか心のケア、法律相談、HIV感染者への治療費支援も行なっているが、女性たちの心の傷は深く、目標達成は簡単ではない。しかし如田さんは、サバイバー自身の成長が将来のプログラムの広がりにつながつていくことを確信している。

この日、如田さんは、日本男性を父に持つS君（一一歳）を同行していた。五歳のとき父と別れ、母とタイに帰国。人身売買被害者の母は酒に依存し、S君は親戚をたらい回しにされ、心身症と診断された。これまで何の応答もなかつた父だったが、S君が如田さんに習った日本語で「日本に来ています」と電話したところ、「寝顔でもいいから会いたい」と深夜、車を飛ばして宿舎まで来たそうだ。

如田さんの報告は、加害者処罰もなく、被害者保護の対策もないまま、いまなお人身売買の「受け入れ大国」日本に何が必要かを明確にしてくれたと思う。

人身売買被害女性のその後と  
TJC（タイ-ジャパンーズ  
チルドレン）問題

## チルドレン) 問題

部隊の上官から仕事がある  
から残るようにといわれ、

樂町の在日韓国Y.M.C.Aで緊急集会が開かれた。参加

人殻賣披

被害女性のその後と  
タイージャパンーズ

國連女性差別撤廃委員會

## 田本政府レポート審議（暴力・人身売買に関する報告）

女性の人権宣言といわれる女性差別撤廃条約の締約国は、四年に一度その実施状況を国連に報告することになっている（一八条）。

七月八日の女性差別撤廃委員会（CEDAW）において、日本政府の第四次（一九九八年提出）・第五次レポート（二〇〇二年）がまとめて九年ぶりに審議された。

今回、ロビー活動を効果的に行うため、国際女性の地位協会が事務局となり、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）が結成され、筆者も（財）アジア女性研究・交流フォーラムから派遣されるかたちでニューヨークにおける審議傍聴に参加した。

審議は二二人の委員によつて丸一日かけて行われた。ここでは第六条関係の暴力・買売春・人身売買について報告したい。

○○○一年にあり、二八五人と五人のくまれていて、犯罪防止条例に署名して、関係省庁の説明をした。次に各委員は直前の口頭も反映され、その要約で、員の質問する場合も、

益罪の刑が強姦罪への質問や意見が局長が答える時に、委員の発言にの若手官僚が補足されていました。以下は、ある複数の委員会の報告についての意見をまとめてある)。

・配偶者暴力  
非より軽い強姦罪  
篠府女性に対する調査会の報告についての意見  
配偶者暴力防止法の運用について、正反対についての意見  
配偶者暴力防  
が早まつたため、  
セクシュアル・  
ノト、買売春につ  
けは遅れている。  
強姦事件に関する統  
一の私たちから見る  
もののは何件あるか  
ののはなぜか。訴訟  
ものは何件あるか  
の外国人女性がふ  
八人のブローカー  
いた。日本は組織  
案約の選択議定書  
いる。

本は人身売買といふが、これは、何故こんな被害を受けたのであるか。この問題について報告する。人身売買との侵害行為に対する措置が書かれたサポート計画は、奈良県警察によるもので、その状況を次のように述べてある。

「(略) フィックキン刑罰する法律法・職安法刑法を適用され、略取などで処罰され、入国し、が発見され、対応を検討されるべきである。」

問題について識し、実態のようないかなど、館に保護され、館に連携をも拠出する応している。ことはなとの連携を整備して、も不法就労を取立てるなど、止条約の批准を整備して、心理的ケアを補足・医療を、医療をも行うべきである。

（赞助会員）は報告書も議内容のひ運動への反組みや今後話し合う「子どもたちの性子ども買春され、ジア・太平洋開催された（世界観光年）にネシアの文され、政府（研究者）が焼けた。ヨーロッパの文化、政治、経済、社会、環境問題を議論する国際会議である。この会議では、世界中の多くの人々が、観光の持つ可能性と課題について意見交換を行った。また、会議を通じて、観光政策の実施や観光資源の保護に対する取り組みが進展した。特に、持続可能な観光開発のための取り組みが注目された。会議では、観光の持つ社会的、経済的、文化的な意義が再認識され、観光を通じた国際交流や地域活性化の可能性が示された。また、観光の持つ課題についても議論され、持続可能な観光開発のための具体的な取り組みが提案された。会議は、観光の持つ多様な側面を認識し、持続可能な観光開発を目指す重要な機会となりました。

後の展望について、『観光における社会的搾取防止』洋地域会議」が開催されました。WTO（世界貿易機関）がインバウンド観光省と協議（欧州連合）のアドバイスを受けて開設した関係者（大使館、外務省）、教育委員会（文部省）、各政局、ホテル観光業界、国際機関（国際連合・インターネット・ポルタブル・コンピュータ・TCP・PATなど）が出席しました。私は一九五五年、セツジンに於ける観光に関するステートメントを発表し、各政局と採択し、○一〇年も出版される。

問題解決進されま  
エクバ  
ンとノル  
ペレータ  
た「民間支  
援」が、も  
買春防  
タイ（バ  
ト買春さ  
どもたちち  
自立のた  
ヤリア支  
具体的で  
内容が報  
の報告がな  
つてあると  
係者などと  
の問題解  
係とそれ  
素晴らしい  
日本を名  
言もあり  
への取組  
する国際  
感せざる現  
日本にお  
セクター、  
との問題  
と協力をす  
必要不可  
う。子ど  
もとツー  
た活動で  
認識する  
会場から  
啓発は子  
ガティブ  
知らせる  
な展望と  
いう返事  
した。

（ECP  
ども買春

AT/ストップの会・高橋利也によつて開始された。この会議となりました。そこで、根絶をめざすことをやめることになるのです。しかし、根絶は必ずしも買春根絶ではありません。根絶は、根絶するべきものとならないものとの間に對し、押さえこむことによるものであります。根絶は、根絶するべきものとならないものとの間に對し、押さえこむことによるものであります。

参議院 時性的決の促長い間の状態の委員会に二月三日閣委員かし二続審議。月末にるが、つれていた法案は『会での状態で案成立異性紹童を誘童に関する日公布。』した日7、8、15、17、施行を行なった。希求し者尊の吉者にらみ次号はベ〇〇円。

人身売買・買売春

ある社団法人の施設で無料  
定額診療制度による医療供

子どもの観光買春根絶に向けた  
海外での取り組み

短  
信

# 売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内(03) 5386-4041  
00170-9-31099  
1973年2月1日

2003年11月

## 衆議院選挙立候補予定者アンケート

### I. 日本軍「慰安婦」問題について

- ①日本が戦時下におかした犯罪をお考えになりますか  
②罪を償うためにどうすればよいとお考えですか  
③政府は女性のためのアジア平和国民基金をもつて、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとっていますが、これには内外の反対があります。

「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会はじめ国際的な流れです。補償を求める裁判の判決で立法による遅れが指摘されましたし、二〇〇〇年12月開催の女性国際戦犯法廷でも日本政府に対して、完全で誠実な謝罪、法的責任を認め、生存者に補償、調査、情報の公開などが勧告されました。

私は戦後責任を果たすために立法措置を望んでいますが、当選されましら、国会議員としてどのようにお考えになりますか?

イ、すでに参議院に提出されている「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。  
ロ、協力しない。

ハ、新たな法案作成に協力し、発議者になる。

### II. 女性への暴力、特に性暴力について

- ①現行の売春防止法はそのままでよいとお考えになりますか  
②現行の売春防止法第5条は事实上女性のみを处罚の対象としています。今やスウェーデンでは売春者関係においては賣春男性のみが处罚の対象になっています。日本の法制では男女平等の考え方からみて不公平とお考えになりますか  
③私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の人権を確立する法律をつくりたいと願うものです。トランプ正<sup>正</sup>に「協力いただけますか。

④DV法(配偶者への暴力禁止法)が成立しました。今見直し作業が進められています。婦人保護事業との関係はどうあるべきとお考えになりますか。

### III. 男女共同参画に対するバックラッシュについて

- 政府は21世紀の最優先課題として男女共同参画を挙げています。最近の国連女子差別撤廃委からの最終コメントは「国内法に差別の明確な定義が含まれない」と指摘されました。私たちは国會議員や地方議会、行政などで、男共同参画に逆行する動きがあることを憂えています。  
①あなたはこのようない動きをどうお考えになりますか。  
②国会議員としてどのような活動をしてくださいますか。

十一月九日の衆議院選挙を前にとりくむ会では衆院選候補者のうち、住所がわかる四八八人に上掲のアンケート調査を行った。回答者は四四人、回答率は九・〇%であった。

アンケート回答  
回答者の内訳は民主党十六人、社民党十一人、共産党九人、自民党八人の合計四四人であった。(敬称略)

なお深谷隆司(自民)は

重要な問題ではあるが、多忙につき、時間的余裕がないと個別回答はなかつた。

I-①の「慰安婦」問題について、回答されたほとんどの方が犯罪と答えている。そして、罪を償うためには国家による謝罪と補償(または賠償)をあげている。そしてそのためにも

II-①では実態にあわず、森文尋、山口わか子)、口

人による謝罪と補償

(藤利明)と述べ、▼法的に「犯罪」であるか否かは司法に委ねるが、我々日本人

全員が過去の歴史を直視し、道義を重んずる国として責

任を果たすことが必要、ま

たとえば、▼共に協力して参り

II-②では、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

えも見られる。ほかにI-②で、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

えも見られる。ほかにI-②で、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

えも見られる。ほかにI-②で、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

えも見られる。ほかにI-②で、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

えも見られる。ほかにI-②で、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

えも見られる。ほかにI-②で、ハの新たな法案作成に努力(自民・小杉隆)との答

みも必要だった。(社民・重野安正)との回答もあった。との答えがあつたが、設問に対して、I-①で

法的には誰がいかなる法の構成要件に当たるかは議論の対象(民主・達増拓也)▼戦時下であり犯罪とは断定できない(自民

としている。反対に自民党候補でも▼人権や人の尊厳が失われる戦時下における

犯罪(自民・岩下栄)、遠藤利明)と述べ、▼法的に「犯罪」であるか否かは司法に委ねるが、我々日本人

が失われる戦時下における

法的には誰がいかなる法の構成要件に当たるかは議論の対象(民主・達増拓也)▼戦時下であり犯罪とは断定できない(自民

としている。反対に自民党候補でも▼人権や人の尊嚴が失われる戦時下における

犯罪(自民・岩下栄)、遠

藤利明)と述べ、▼法的に「犯罪」であるか否かは司法に委ねるが、我々日本人

が失われる戦時下における

犯罪(自民・岩下栄)、遠

藤利明)と述べ、▼法的に「犯罪」であるか否かは司法に委ねるが、我々日本人

が失われる



# 売買春問題

## とりくむ会 とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内電話番号 (03) 5386-4041  
電報番号 00170-9-31099  
1973年2月1日

### 女性国會議員へ 売春防止法改正取り組みの要望書

総選挙も終わり、新しい体制で国政にお取り組みのことと存じます。

私たち売買春問題ととりくむ会は、売春防止法を獲得した売春禁止法制定促進委員会の後身組織として、売買春・性的搾取の問題にとりくんできました。

お手許にお届けしている売買春問題ととりくむ会ニュースでお知りおきいただいているかと存じます。このたびの衆議院選挙立候補者の方々へのアンケートで回答された方の多くが売春防止法の改正の必要性を賣春処罰をすべきと回答されました。同時に併行でおこなわれた「女性差別議員を減らそう」キャンペーン実行委の活動でも「売春防止法を賣う側の男性を処罰できる法律に改正すべきか」にほとんどの回答が賛成と答えています。(週刊金曜日)

売春防止法は超党派の女性議員の結束で成立しました。法制定47年を経た現在、買春男性問題、DV防止問題、トラフィッキング問題など、女性の人権を確立するための法規が必要とされています。国連の人の密輸(トラフィッキング)に関する議定書を政府は署名はしましたが、国内法との関連で批准の作業に入っています。

どうか女性の人権を国際的にも確立させるために、国権の最高機関たる国会の議員として速やかにお取り組みくださるよう、主権者として要望いたします。

二〇〇三年一月二十五日

売買春問題ととりくむ会

### 外国人DV被害者問題 法務省入国管理局 文書

では、昨年の衆議院総選挙後、新議員も含めた全女性議員に対して、右記の要望書を送った。

今回の衆議院選挙で十人の新議員(民主・青木愛、菊田真紀子、小林千代美、小宮山泰子、高井美穂、西村智奈美、藤田一枝、公明・高木美智代、古谷範子、共産・高橋千鶴子)と元議員(自民・能勢和子、民主党・田中真紀子)に二三人の女性議員となつた。参議院前議員を合わせて三四人の女性議員となつた。参議院女性議員は三五人である。願うものである。

女性議員は三五人である。

願うものである。

女性議員が中

書を送った。



# 売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内電話 (03) 5386-4041  
振替 00170-9-31099  
創刊 1973年2月1日

## 婦人相談員

### 一人当たりの人口

業とDV防止法の現場を担当する婦人相談員の人数を、厚生労働省に問い合わせた。当会がニュース一四六号(二〇〇〇年十月十八日)に取り上げた時は六五六人であったから増員はされていない。人口に比べての人数は各県まちまちである。婦人相談所配置は地方交付税、市婦人相談員は補助金で対応。(人口は住民基本台帳二〇〇三年三月三一日に基づく)

**性の蹂躪・性的搾取を許さない女性の人権の確立をめざす法制定を求める請願書**

一九五六年五月に成立した売春防止法は、売春は悪であると宣言し、公娼制度を否定した法律として当時としては画期的な法律とされたが、五十年近くたった現在、矛盾・ほろびが目立っています。

かつての赤線地帯(特殊飲食店街)はなくなりましたが、代わって性産業地域(性風俗特殊営業)が存在し、公認賣春地域となっています。

ひとつには、売春防止法は売春女性が罰せられ、買春男性は野放しの法体系です。諸外国では法案作成時から男女両罰制をとる国もあり、スウェーデンでは一九九九年より買春男性のみの罪を問う法律が施行されています。さきに女子差別撤廃条約批准にあたり、「売春防止法は条約の精神に違反する」と主張しましたが、政府は受け容れませんでした。

外國から「豊かな国日本」をめざして女性が多く来日します。日本はいま人身売買大国といわれ、アメリカ国務省は人身売買報告で日本を三段階のうちの第二類に分類しています。日本の刑法では海外へ人を送り出す者は处罚されても、海外からの外国人女性のトラフィッキング(人身売買)を处罚する規定ではなく、人身売買業者、性産業者に法の網はゆるやかであり、女性たちの保護は不充分です。

DV防止法の施行とも関連し「売春防止法」に基づく既存の婦人保護事業では対応できない状況が生まれています。

女性の性を人権としてとらえ、売春防止法の改正ではなく、刑法を含めて女性の人権を確立するための新たな法体系を立てることを要請します。

売買春問題ととりくむ会

人口千人	県婦人相談員	市区婦人相談	合計	婦人相談員一人当り千人
北海道	5,667	4	30	34
青森	1,493	12	7	19
岩手	1,416	2	12	14
宮城	2,348	8	12	20
秋田	1,190	4	1	5
山形	1,237	22	0	22
福島	2,128	15	4	19
茨城	2,995	6	4	10
栃木	2,004	20	3	23
群馬	2,021	4	3	7
埼玉	6,927	29	1	30
千葉	5,951	41	8	49
東京	11,906	27	64	91
神奈川	8,485	15	26	41
新潟	2,471	3	7	10
富山	1,123	4	2	6
石川	1,176	1	3	4
福井	827	6	1	7
滋賀	885	2	2	4
京都	2,203	20	4	24
大阪	2,109	5	5	10
兵庫	3,767	6	8	14
奈良	6,965	25	0	25
和歌	1,858	4	7	11
京都	1,341	4	0	4
奈良	2,563	19	0	19
大阪	8,636	14	6	20
福岡	5,550	3	23	26
佐賀	1,446	3	0	3
長崎	1,083	10	1	11
熊本	617	1	3	4
鹿児島	759	8	0	8
宮崎	1,957	17	13	30
鹿児島	2,869	4	6	10
宮崎	1,523	7	2	9
鹿児島	829	4	1	5
宮崎	1,031	7	3	10
鹿児島	1,505	3	6	9
宮崎	816	4	0	4
宮崎	4,990	30	47	77
宮崎	881	2	1	3
宮崎	1,522	11	2	13
宮崎	1,869	3	12	15
宮崎	1,232	2	1	3
宮崎	1,182	3	1	4
鹿児島	1,780	3	7	10
沖縄	1,343	5	4	9
合計	126,476	452	353	805
				193

売春防止法は一九五六年五月二四日公布、五七年四月一日一部施行。五八年四月一日より全面施行され現在に至っている。法案作成に努力した内閣売春対策審議会の女性委員たちは、男女両罰制を主張したが多数意見とならず、現行の女性に重い内容となり、保護更生を求められる行政体系となりた。婦人保護事業が各県で実施されたのは進歩であるが)

### 内閣府 女性に対する暴力に関する専門部会報告書

2004.3.16

(3) 人身取引(トラフィックング)  
III セクシャル・ハラスメント  
(1)セクシャル・ハラスメント  
ト対策の充実  
IV ストーカー行為等  
(1)ストーカー規制法の周知  
(2)被害者の救済の充実  
(3)配偶者暴力防止法との連携強化

(性犯罪、売買春、児童買春、人身取引、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等)

(1) 加害者の厳正な処罰  
ア 強姦剤の法定刑の引上げ(2) 職場におけるセクシャル・ハラスメント  
・ハラスメント  
(3) 教育の場におけるセクシ

女性に対する暴力は、その形態の如何を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的である。加害者による女性の苦痛、困惑、懲り、物心両面の損害など

(1) 加害者の厳正な処罰  
ア 強姦剤の法定刑の引上げ(2) 職場におけるセクシャル・ハラスメント  
・ハラスメント  
(3) 教育の場におけるセクシ

また、これにより、被害者が少なくなっている非情けなった。婦人保護事業が各県で実施されたのは進歩であるが)

(1) 加害者の厳正な処罰  
ア 強姦剤の法定刑の引上げ(2) 職場におけるセクシャル・ハラスメント  
・ハラスメント  
(3) 教育の場におけるセクシ

公娼制度を否定した画期的な法律であつた筈なのに、政府は風俗営業適正化法などによって性風俗特殊営業をみとめ、性産業者を公認している。性産業地域には多くの来日外国人女性が働くが、売春を強いられて

(1) 加害者の厳正な処罰  
ア 強姦剤の法定刑の引上げ(2) 職場におけるセクシャル・ハラスメント  
・ハラスメント  
(3) 教育の場におけるセクシ

日本はトラフィッキング(人身売買)の受入れ大国といわれており、受入れ業者たちは法の網をくぐり、女性たちは保護の対象ではなく、不法滞在扱いである。これらの現状を打破するためには立法を求める請願運動を開始する。

(1) 加害者の厳正な処罰  
ア 強姦剤の法定刑の引上げ(2) 職場におけるセクシャル・ハラスメント  
・ハラスメント  
(3) 教育の場におけるセクシ

は、その根底に性的な要素を含んでおり、これは加害者である男性にとっては自らの性的欲求や支配欲を満たすという極めて自己中心的な目的で行われることが多いが、被害に遭う側の女性にとってはその身体や心にかんがみると、女性に対する暴力の根絶は、官能が一体となって取り組むべき緊急の課題となっている。

(1) 性犯罪の許さない社会環境の醸成  
ア エイセツな雑誌、コンピューター・ソフト、ビデオやインターネット等の制限(2) 性犯罪を許さない社会環境の醸成  
ア エイセツな雑誌、コンピューター・ソフト、ビデオやインターネット等の制限

は、その根底に性的な要素を含んでおり、これは加害者である男性にとっては自らの性的欲求や支配欲を満たす、すべて許されるものではないことは当然であるが、女性自身も社会の無理解・偏見等から被害を公にしたがらない傾向にあった。

(1) 性犯罪の許さない社会環境の醸成  
ア エイセツな雑誌、コンピューター・ソフト、ビデオやインターネット等の制限(2) 性犯罪を許さない社会環境の醸成  
ア エイセツな雑誌、コンピューター・ソフト、ビデオやインターネット等の制限

# 埼玉県議

## 買春疑惑

埼玉県議会議員六人の海外視察中の「買春疑惑」が明るみに出たのは昨年一二月一三日本テレビの放映によるものだ。

十日後、私たちは緊急集会を開きビデオ検証とこれから活動について意見交換を行った。その参加者が母体となり「買春疑惑」議員の辞職を求める請願署名の活動は始まる。署名は県内、県外、あるいは国外の人たちから次々と郵送されてきた。浦和駅西口では街頭での署名活動も行つたが、「あんなやつらすぐに辞職すべきだ」と怒りの声をあげ、署名していく人たちが大勢いた。一月初旬からの活動だったが、最終的には一五七八一筆もの署名が集まつた。矯風会の方々の大なご協力にも、この場を借りてお礼を申し上げたい。

賛同署名と共に提出した辞職を求める請願、再発防止を求める請願の二つは三月二十五日本会議で最終的に決された。結果は、辞職は不採択、再発防止は継続審議だった。その理由は辞職を求める請願に対しても二月の議会すでに否決されおり立つことであり、まして二月は議員提案で今回も再議は同じ会期の議会で成り立つはずがない。そんな強引にこじつけた理由でも、自民党議員五人が反対し不採択となつた。再発防止を求める請願の継続審議は

(「買春疑惑」議員の辞職)を求める署名実行委員会事務局 小高真由美

「内容と件名が大きく違つており、件名のみから判断するに、いちじるしく県民の誤解をまねく」という理由。多くの県民が注目している今議会での審議を避けているようによれる。

この日の審議で共産党の女性議員が「ひな壇に並ぶ女性を選ぶ行為が人権を踏みじつており男女共同参画推進条例に違反している」と発言したが、それに對し「一生懸命働いているタイの女性を売春婦よばわりするのは人権侵害だ」などと自民党議員はかみ合わない議論を展開する。ここでの「人権侵害」こそ「売春婦の人権をどう考えているのか」と問いただす。

第一項(定義) 第二項「日帝強制占領下強制動員被害」とは、満洲事変から太平洋戦争に至る時期に日帝により強制動員を明らかにすることを目的とする。

第二号 日帝強制占領下強制動員被害と関連する国内外の資料収集及び分析並びに真相調査報告書の作成に関する事項

第三号 遺体の発掘、及び収集に関する事項

第四号 憲性者及び遺族の審査又は決定に関する事項

第五号 資料館、慰靈空閑造成に関する事項

第六号 委員会は委員長一名を含む九名以内の委員で構成する。

第七号 被害の届け出に及ぼす影響の届け出

第八号 その他の委員会から委任を受けた日帝強制占領下強制動員被害に関する事項。

第九号 委員会は、当該被害を受けた日帝強制占領下強制動員の被害であるかどうかの是非

第十号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第十一号 委員会は、第十六条の規定に従い、調査期間が終了した日から六ヶ月以内に日帝強制占領下強制動員被害が発生したと認めるに十分か

第十二号 委員会は、第十九条(真相調査報告書の作成)の作成

第十三号 委員会は、第十九条(真相調査の方法)の規定に従い、真相調査の申請の為の期間を定め、届け出先を明示し、それを公示しなければならない。

◆記事訂正 第二十一条(委員会等の免責)

前号ニュース(No.165)に光輝とあるのは幸輝の間違いでした。訂正のお詫び申し上げます。

◆事務局より 賛助会員の皆様に女性の権利のための教育の場として強制動員被害によって死亡した者を慰靈し、歴史的意味を絶えず省み、平和と人権確立のための法制定を求める請願書をニュースと一緒にお届けします。まつたところで提出していきますので署名の集約日はありません。ご協力よろしく御願いいたします。

## 韓国国会「慰安婦」問題等の法案を可決

### 韓国国会「慰安婦」問題等の法案を可決

二月十三日、韓国国会は害真相明等に関する特別法を可決、成立させた。

強制動員被害の真相調査に関する事項

第一項 委員会の議決事項を実行し、又は委員会から委任を受けた事項を処理するため、特別市市長、広域市市長、又は道知事の下に、日帝強制占領下強制動員被害真相明実務委員会を明らかにすることを目的とする。

第二号 委員会が却下した申請と同一の事実に關して、再び申請した場合。ただし、申請者が以前提出した重大的な弁明資料を添えている場合には、その結果には、次の各号の内容を決定しなければならない。

第三号 委員会が却下した申請と同一の事実に關して、再び申請した場合。ただし、申請者が以前提出した重大的な弁明資料を添えている場合には、その結果には、次の各号の内容を決定しなければならない。

第四号 委員会は、当該被害を受けた日帝強制占領下強制動員の被害であるかどうかの是非

第五号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第六号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第七号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第八号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第九号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第十号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第十一号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第十二号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第十三号 委員会は、当該被害の原因及び背景

第十四号(真相調査の開始)

第一項 委員会は、真相調査開始の届け出の受理に関する事項

第二号 その他の委員会から委任を受けた事項

第三号 被害の届け出に及ぼす影響の届け出

第四号 その他の委員会から委任を受けた事項

第五号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十一号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十二号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十三号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十四号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十五号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十六号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十七号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十八号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第十九号 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第二十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第三十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第四十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第五十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第六十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第七十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十八条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第八十九条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十一条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十二条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十三条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十四条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

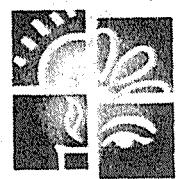
第九十五条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十六条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十七条 委員会は、日帝強制占領下強制動員被害に関する事項

第九十八条





## 「女性国際戦犯法廷」

### NHK番組改ざん事件

#### 裁判不当判決・控訴へ

三月二十四日、東京地裁はNHK番組改竄事件裁判の判決を言い渡した。

この裁判は、二〇〇〇年十二月に東京で開催された「女性国際戦犯法廷」を取り上げたNHK・ETVシリーズ「戦争をどう裁くか」第二夜「問われる戦時性暴力」が、「法廷」がどのように開かれ、どのような裁きを行ったか、加害兵士による証言、昭和天皇有罪判決、松井やよりさんへのインタビュー、コメンテーターのコメントなど、「法廷」の最も重要な部分を異常に削除、ずたずたにし、代わりに「法廷」に批判的な学者のインタビューを長々と加え、内容を大幅に改編して放送したことに対し、VA（W-WINE NETジャパンと故ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を求めて二〇〇一年七月に提訴していた原告側は、当初「『法廷』をつぶさに追う」と説明され、大きな期待を寄せ、全面的に取材に協力したのにその信頼を裏切り、何の説明もなく趣旨と全く異なる番組が放送されたことに対し「信頼利益の侵害」と「説明義務違反」を主張してきた。○一年十月に第一回頭弁論が開かれ、○三年十二月十五日に結審するまで

口頭弁論は十五回を数え、内五回にわたって証人尋問が行われた。

判決では、番組の内容は當初説明された内容と相当程度乖離し、取材された原Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対しては「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

明義務違反」は必要ないものであつたと認め、D・Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対する理由は「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

判決では、番組の内容は當初説明された内容と相当程度乖離し、取材された原Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対しては「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

判決では、番組の内容は當初説明された内容と相当程度乖離し、取材された原Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対しては「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

判決では、番組の内容は當初説明された内容と相当程度乖離し、取材された原Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対しては「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

判決では、番組の内容は當初説明された内容と相当程度乖離し、取材された原Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対しては「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

判決では、番組の内容は當初説明された内容と相当程度乖離し、取材された原Jに百万円の損害賠償を命じた。しかし、NHKに対しては「放送事業者は取材素材を自由に編集して番組制作することが保障されなければならぬ」として「編集の自由の範囲内」を理由に責任を認めず請求を棄却した。NEPとD・JはNHKの下請け、孫請けの関係にあり、その力関係であり、NEPに委託され企画発案したのはNHKから制作を委託されたNEPは二〇〇二年にスウェーデンで公開され大きな反響をもたらす。本映画は二〇〇八年に、NEPに委託されて取材・制作を行ったのがD・J。D・JがNHKに承継）がNHKとNHKエンタープライズ（NEP）、ドキュメンタリージャパン（D・J）の三者を相手に損害賠償を請求して原

### 映画「Lilya-4-Ever」を観て 人身売買問題を考える

#### 映画「Lilya-4-Ever」を観て 人身売買問題を考える

# 売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内電話 (03) 5386-4041  
振替 00170-9-31099  
創刊 1973年2月1日

一〇〇〇四年七月

## 参議院議員選挙立候補者アンケート

当会では長年にわたり、国政選挙時に立候補者アンケートを行ってきた。七月十一日に行われた参議院選挙では各党のHPで住所の一つに日本軍「慰安婦」問題があると私たちは考えます。

政府は女性のためのアジア平和国民基金をもって、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとっていますが、これには内外の反対があります。「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会はじめ国際的な流れです。私たち戦後責任を果たすために立法措置を望んでいます。当選されたり、国会議員としてどのようにお考えになりますか？

イ、すでに参議院に提出された「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。

ロ、協力しない。

ハ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。

二、賛同者になる。

III. 女性への暴力、特に性暴力について

①現行の売春防止法第5条は事实上女性のみを处罚の対象としています。今やス

ウェーテンでは売賣關係においては賣春男性のみが处罚の対象になっています。

日本の法制度では男女平等の考え方からみて不公平とお考えになりませんか？

②私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の人権を確立する法律をつくりたいと願うものです。すでに請願運動を始めています。法改正にご協力いただけますか？

イ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。

ロ、賛同者になる。

III. 性に関する刑法改正について

政府・法制審議会は刑法改正を検討中です。私たちは性に関する項目の改正を

求めるものです。保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか？

イ、強姦が一年以上の刑（強盗は5年以上）は堅すぎます。何年以上がい

いとお考えになりますか？

ロ、現行法は「近親姦」の規定がありませんが、児童施設や婦人保護施設の利

用者には被害者がかなり存在します。处罚規定が必要とお考えになりませ

んか？

ハ、性的合意の年齢が13歳未満とは低すぎるお考えになりませんか？

二、強姦は親告罪になっています。輪姦の親告罪は売春防止法施行後にはずされました。強姦は殺人に次ぐ人権侵害とらえ、告訴を待た

ず犯罪摘発がなされる必要があるとお考えになりましたか？

ホ、刑法二二六条国外移送目的略取は明治期のからゆきさん送金を念頭に置いていた規定です。現在は日本国内へのトラフィックする業者の犯罪摘発が

必要とお考えになりましたか？

ヘ、日本国民が海外で犯罪を犯すことも多く生じます。新規立法には国家の方針として、国外犯規定を設けることが必要とお考えになりましたか？

アンケート回答（敬称略）

谷屋正義

かにた婦人の村のあり方

共産党一七名（うち女性15名）

池田伸宏、市田忠義、今村順一郎、大沢辰美、笠井あきら、小池晃、佐藤文則、

部屋正義、西川登紀子、仁比聰平、宮本岳志、村主明子、望月康子、矢口雅章、湯川美和子）

民主党政権は

順一郎、大沢辰美、笠井あ

きら、小池晃、佐藤文則、

中野明美、中原美江、西山

将人、信田邦雄、福山哲郎、

松岡徹、円ゆり子、水岡俊一、築瀬進、柳澤光美、蓮舫）社民党十名（上田恵子、小川晃、木村正弘、菅野哲夫、竹花邦彦、中川直人、

日森文弘、福島瑞穂、山口

わか子、山内惠子）公明党政権は

荒木清寛）自民党政権は

河合常則）緑の会議（中村敦夫）

無所属（糸数慶子）回答率

は二三・一%であった。

Iでは、ほとんどの回答

者はイの野党提案の法案の

成立に協力するとしており、

意見に党の今までの立場を

付記された共産党候補が多

い。▼「国立国会図書館法

改正案」も合わせて取り組

むべき（民主・築瀬進）この婚姻適齢が十六歳である

こととの整合性を考慮する

こと、特段低いとは思わない

という意見のほかはほとん

どが低すぎると答えている。

澤光美）ハの性的合意年齢の十三

歳以下については、▼女子

の婚姻適齢が十六歳である

こと、特段低いとは思わない

という意見のほかはほとん

どが低すぎると答えている。

澤光美）ハの性的合意年齢の十三

アジア太平洋NGOフォーラム

北京+10 in バンコク

'04. 6. 30 - 7. 3

## 人身売買問題——日本国内外のうべき

アジア太平洋NGOフォーラム・北京十が六月三〇日から七月三日までバンコクで開かれました。来年約七〇〇人のアジア太平洋地域の女性たちが参加し、この一〇年の総括と各國政府や国際機関への勧告をまとめた文書（ペーブルブック）を会議の成果として採択します。そのペーブルブックに日本軍性奴隸制についてもしっかりと位置づけたいと参加しました。

六月三〇日、出発直前に金順徳さんの訃報が届きました。あまりにも突然の死。現地に到着すると、先着していた挺対協の須田馨さん、タイに住むV A W W I N E Tの柏崎知子さんが追悼の準備をしていました。挺対協の申惠秀さんが七月一日の全体会議で金順徳さんの写真と絵を見せながら追悼の言葉をのべ、十秒間黙祷しました。会場には追悼との日本政府に対し勧告に従うよう強く働きかけることを求める署名を集めました。

アジア女性資料センターとV A W W I N E Tジャパンの共催で、「紛争下の女性に対する暴力のサバイバー・被害者に対する救済」というテーマのワークショップも行いました。挺対協の申惠秀さん（韓国）、「イスラム法下における女性ネットワーク」のファリ

清末愛砂さんの司会で進行しました。申恵秀さんがこれまでの日本軍性奴隸制に関する流れを説明し、私は今も続く紛争下の女性に対する暴力を防ぐためにも、日本政府の法的責任を認めた謝罪と補償と真相究明が必要である、と強調しました。ビラマの女性は、ビルマ国軍による少数民族の女性たちへの強かんの被害を語りました。彼女たちはビルマ政府に被害を訴えることができないため、国際社会に対してこの性暴力被害の調査をまとめて出版・ウェブでの公開をしています。フアリダさんは国内での紛争が増えているなか、国家組織・非国家組織による犯罪に對しても、訴追できる仕組みの必要性を主張するところに、日本軍性奴隸制の被

害女性の勇気ある訴えがどうぞ他の地域の被害女性を力づけたかをシェアしました。このワークショップは、「女性、法律と開発のためのアジア太平洋フォーラム」（A P W L D）が行っているキャンペーン、「人権擁護者を擁護せよ」の一環として、故松井やよりさんを含む、三人の著名な女性活動家の追悼の会がありました。松井さんの追悼では、ともに闘っていたアジアの女性が思い出を語りました。前述のファリダさんは、二〇〇〇年のアジア太平洋NGOフォーラムの全体会議で、松井さんが舞台にかかつていて日本の国旗を、「こんな帝国主義と重事主義のシンボルをなぜかざるのか」とひきずりおろした思い出を紹介し、「他の人は違和感を感じながらも行動をおこさなかつたけれど、やよりはぜつたに妥協しなかった」と語りました。マレーシアの著名な人権活動家で、自身も投獄された経験を持つアイリーン・フェルナンデスさんは、「人権に妥協はありません」ときっぱりと語った松井さんの言葉がどれほど心強かつたかを、涙をうかべながら話してくれました。最後に「人権に妥協はありません」と語ったばかりのアリダさんは、世界女性会議は開かれましたが、拡大女性の地位委員会がニューヨークで開かれます。女性たちの運動が獲得した「北京行動綱領」を実施させられるか否かは私たちの活動にかかっています。

米国務省は六月一四日、人身売買に関する年次報告書を発表した。日本は第二類監視リストに他の四ヶ国とともに位置づけられ四段階の下から二番目のランクである。G8ではロシアと日本の二か国。

米国は二〇〇〇年に、加害者の訴追、被害者の保護、防止をめざす人身売買被害者法を施行した。各国の状況を調査し、今回の発表で四回目である。

国連では二〇〇〇年に人身売買を禁止する国際組織犯罪防止条約人身取引補足議定書が採択され、日本政府も二〇〇二年十二月に署名している。国内法が未整備として国会の承認が必要とする批准は未だである。

米国は国務省に人身売買監視対策室を設置、ジョン・ミラー氏を人身売買特別顧問として調査に派遣、日本にも二月に来日している。NGOと懇談したり、外国人女性を保護してきたサーラーや女性の家HELPを二月二十四日に見学した。国務省年次報告では、日本はヤクザなどの犯罪組織によつて、アジア、南米、東欧の女性や子どもを性産業に従事させるための目的になつていること、日本政府は十分な対応能力をもつてもかわらず適切な差し置きを怠ってきた。問題に対応するための立法がなく、被害者の救済機関の不足、娯楽産業従事者に対する査証の不有罪になつても罰は軽く問題防止のための教育も見る。

べきところがないと、一層のとりくみが必要だとの方を示した。

問題状況、刑罰が軽いのは当会ニュースNo一六〇と一六一からもうかがえる。

多くの外国人女性が利用してきた。近いアジアのタイとフィリピンに次いで多いのがコロンビアである。女性たちが仲介者、搾取者としてあげたのが萩原孝一通称ソニーであった。HELPでは警察当局に連絡し、やつと逮捕、裁判となつた彼はそれ以前にも起訴されていたが、初犯は罰金刑、執行猶予であつた。人身売買を殺人に次ぐ重大な人権侵害としてとらえれば初犯でも実刑を課すべきである。二〇〇三年三月二八日東京地裁で一年十ヶ月の実刑判決を受けた。ストリップ劇場で摘発されたのは二三軒、女性たち六八人は不法滞在、公然わいせつなどで逮捕された。四五人が警察、二三人が入管局送りであつて、婦人保護扱いは一人もいない。被害者を保護せず犯罪者扱いで強制退去をさせている。

在日コロンビア大使館は対策に熱心で女性の専任担当官をおき自國女性の相談保護にあたつてきた。女性たちの帰国費用も在留人の支援をえてまかなつてある。フランスシスコ・シェラ駐日大使は、年次報告書

で現代の奴隸制を終わらせたために活動する英雄たちと記された三人のうちの一  
人である。記者会見で大天使はコロンビア女性の日本での被害を強調し、加害者が  
処罰されにくい現状に不満を表明している。

日本政府は国内からの批  
判、国際的非難の中で対策として、警察庁はビデオ  
「トラフィックイング——闇  
の人身取引ビジネス」を日  
本語版英語版で制作し広報  
活動をおこなったりしてい  
る。外務、法務、厚生労働  
警察庁の実務担当者がシェ  
ルター見学や、NGOとの  
意見交換などを行い検討を  
進めてきたようである。

七月六日に四省庁による  
人身取引対策関係省庁連絡  
会議を首相官邸で開いた。  
外国人女性に対する売春強  
要という「人身取引行為」  
の取り締まりを強化するた  
め、来年の通常国会をめど  
に法整備を行う方針を決め  
た。法案提出に先立ち、法  
整備の内容や被害者保護策  
に関する包括的な行動計画  
を年内に策定することも決  
めている。

二〇〇三年十月十八、十  
九日、「トラフィックイング  
って何? 人身売買の撲滅に  
向けて」の集会を開いた有  
志は、人身売買禁止ネット  
ワークを発足させ、調査、  
啓発活動、ロビーアクションな  
ど市民活動を続けている。  
日本共産党は第一五九国  
会会期末の六月十六日、井  
上哲志、大沢辰美、西山登  
紀子、畠野君枝、八田ひろ  
子、宮本岳志、吉川春子参  
院議員が人身売買に関する

質問主意書  
一、当局が身売買の字された件数、や米国報生  
政府はどの法律状況を不法滞在者を刑事  
保護を要、法案化にされたい。  
二、保護策を行つては次の通り  
三、略  
四、人身被害者と相談所は  
一杯といふ人相談所で、保  
かにされたる相談所の相談、保  
考えるが政  
府はこのト  
ターは東京  
が、政府の  
くみをどう  
今後公的シ  
民間施設へ  
を行うべき  
五、人身毒  
早期批准が  
いつごろ行  
政府から  
六日に発せ  
配偶者か  
及び被害者  
法律改正案  
春児童ボル  
の処罰及び  
に関する法律  
戦時性的強

解決の促進に問題は参院に提出する専門調査会による ◇女性に対する暴力専門調査会の女議員は次の通りである  
内閣府の男ノリ子会長（専務教授）伊藤公一（成城大学教授）所主任研究員（成城大学教授）大槻茂（六所教授）垣見隆（成城大学教授）知子（桐蔭横濱大教授）住田裕（千葉大教授）藤弘子（千葉大参画課長）林士）原ひろ子（千葉大教授）戸谷久子（千葉大参画課長）前田雅英（東京学芸大学学法学部長）諸島学園理事長）（東京学芸大学）  
◆性暴力問題姿勢 ◇性暴力問題姿勢 廉價運動、左翼の資料の復刻版による不二出版がづく買売春問題後篇を刊行して全二五巻・別冊六〇万円+税身の売春禁止法員会や売春対策などの資料も収められた。 ◆事務局より ◇事務局より 女性の人権運動をよろしくお活動を得るまで続行法制定を求めることで、七月十日逝去を享年八十歳。

する法律案  
れたが廃案  
二期目の委  
ある。岩井  
大学大学院  
（大阪大學  
津恵子（女  
ディレクタ  
報戦略研究  
奥山明良  
）小田原満  
大学大学院  
（弁護士）後  
澤英道（常  
県男女共同  
陽子（弁護  
放送大学教  
東京フュミ  
センター所  
東京都立大  
（弁護士）  
学大学院教  
武藏野大学  
（弁護士）  
山田昌弘  
教授）  
料集成刊行  
媚運動など  
を出版して  
、戦前につ  
資料集成戦  
いく。  
立をめざす  
者で定例会  
のぶさんが  
されました。  
願いします  
します。

# 売買春問題ととりくむ会 ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-25

矯風會第2會館內

電 話 (03) 5386-4041

振替 00170-9-31099

創刊 1973年2月1日

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

報道によれば東京都は「風俗対策」として一連の取締りを強化していくとのことです。私たち買賣春問題ととりくむ会は性風俗特殊営業などの性産業の業者の取締り強化は評価しますが、性風俗店の女性に刑事罰を適用したのは喧嘩両成敗的な観があり、賛成できません。より責任が重いのは経営者であります。

そしてより強く責任を問われるべきは性風俗特殊営業などを公認した日本政府であり、東京都など地方自治体であります。

かつて来日した国際廃娼連盟副会長ミリアム・シユライバー弁護士は「売春防止法が制定され、人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約を批准している日本が、なぜ歌舞伎町の状況をみ出しているのか」と非難しました。国家が、地方行政機関が、他人の性を搾取する性産業業者を公認することは重大な人権侵害であります。

売買春をなくすのは難事であり、一片の法律で消滅するものではありません。しかしなくすべきものの原因を作る存在を国家が公認しているのでは永久に消滅することはできません。

日本が国際的にも性搾取・人身売買の責任を強く問われている中でその巣窟である紅燈街の存在は否定されなければなりません。東京都は自らの範囲内で実践するとともに、政府・警察庁に働きかけるよう主権者の私たちには強く要望いたします。

東京都知事 石原慎太郎 様  
警視総監 奥村萬壽雄 様  
売買春問題どりくむ会

東京都は「風俗対策」として取締りを強化している。深夜の立ち入り禁止も明確化した。性風俗店関係者に就任した竹花豊氏が取締りも強化されている。一方で風俗女性に刑事安対策にあたってきた。

新宿歌舞伎町は性風俗特  
營業指定地域であるが、  
〇〇二年二月から五〇台  
を課している。違法な性  
俗店の営業を助けたとし  
風俗店で働いていた女性

監視カメラが設置された。風俗営業適正化法違反の疑いで容疑で逮捕され、罰金一万円の略式命令を受けて年七月一日から青少年健全育成条例の改正で不健全

書への規制が強化された。た性風俗店で働く女性は経営にかかわる。いままでは性風俗店で声をかけるスカウト行為の規制、女性の使用済み処分保留で釈放されてい

卷之三

人身売買問題—政府答弁書

合 計		フ ィ リ ピ ン	ロ シ ア	英 国	韓 国	コ ロ ン ビ ア	中 国	台 湾	タ イ	日 本	國 又 は 地 域
起訴人員	檢舉人員	起訴人員	檢舉人員	起訴人員	檢舉人員	起訴人員	檢舉人員	起訴人員	檢舉人員	起訴人員	檢舉人員
四十八名	五十五名	一名	一名	一名	二名	二名	一名	八名	九名	九名	三十一名
三十三名	四十名				一名			二名	三名	七名	二十五名
二十六名	二十八名					一名	一名	一名	二名	二名	十五名
三十七名	四十一名					一名	一名	三名	四名	二名	十六名
百四十四名	百六十四名	一名	一名	一名	二名	四名	四名	四名	五名	七名	三十四名

三七一件（一四・一%増）  
二七〇人（六・三%増）  
・うちテレビ電話クラブに係  
るもの

九二件、七七人  
これらの事件の被害児童八  
三三人のうちには小学生八  
人、中学生三三二人が含ま  
れている。

児童ポルノ事件  
七三件、四八人  
・うちインターネット利用  
に係るもの

三三件、二三人

児童買春事件 事例  
ア、高校教諭（49歳）は、  
カンボジア王国の風俗店に  
おいて、ベトナム人女子二  
名（両名とも16歳）に対し、  
対償供与の約束をして性交  
した。  
(2月、千葉)

出会い系サイト利用事件  
ア、宗教法人職員（39歳）  
は、インターネット上の掲  
示板に「¥4で絶対会うよ  
高校生は大歓迎。」等と書  
き込み、対償を供与するこ  
とを示して児童を異性交際  
の相手方となるように誘引  
した。  
(1月、京都)

イ、会社役員（29歳）は、  
インターネット上の掲示板  
に「サポートOKです。特  
に中・高の人だつたら高額  
でおつけ一ですよ。」等と  
書き込み、対償を供与する  
ことを示して児童を異性交  
際の相手方となるように誘  
引した。  
(2月、佐賀)

# 人身売買問題——政府答弁書

## 児童賣春・児童ポルノ禁止法による検挙状況

警察庁少年課は八月に発表した少年非行等の概要の中で二〇〇四年度上半期の「児童買春・児童ボルノ禁止法」及び「出会い系サイト規制法」違反の検挙状況を発表している。

「児童買春・児童ボルノ禁止法」による検挙件数は九〇八件（昨年同期比六・二%増）検挙人員六五七人（同七・四%増）といずれも増えており、ことに一時沈静化していた出会い系サイトの摘発件数は昨年同期より45件増え、通年では過去最多だった昨年を上回り、そのような勢いになつていて。また昨年施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」違反の今年度上半期の検挙件数は十五件、検挙人員は十五人であった。

児童買春事件

八三五件、六〇九人

- ・うち出会い系サイト利用に係るもの（昨年比）三七一件（一四・一%増）二七〇人（六・三%増）

・うちテレビ電話クラブに係るもの

七三件、四八人

- ・うちインターネット利用に係るもの

三三件、二三人

児童ボルノ事件

九二件、七七人

これらの事件の被害児童八三三人のうちには小学生八人、中学生三二二人が含まれている。

・うちテレビ電話クラブに係るもの

九二件、七七人

これら事件の被害児童八三三人のうちには小学生八人、中学生三二二人が含まれている。

児童買春事件

事例

ア、高校教諭（49歳）は、カンボジア王国の風俗店において、ペトナム人女子二名（両名とも16歳）に対し、対償供与の約束をして性交しました。（2月、千葉）

児童買春・児童ボルノ禁止法による検挙状況

イ、派遣型ファンションヘルス経営者（34歳）は、中学生三年生（14歳）の女子、らを買春の相手方として会社員等に紹介し、児童買春の周旋をするとともに、児童に淫行させた。（3月、静岡）ウ、映画監督（44歳）は、中学一年生（12歳）の女子に対し、対償供与の約束をして性交するとともに13歳未満の女子を姦淫した。（4月、神奈川）

児童ボルノ事件

ア、出会い系サイト経営者（62歳）らは、インターネット上の出会い系サイトの掲示板に会員が投稿した児童ボルノ画像等を公然と陳列した。（3月、福岡）イ、雑誌編集長（38歳）、AVカメラマン（29歳）らは、無職（16歳）の女子に對し男優相手に淫行させ、児童ボルノを販売目的で製造した。（3月、神奈川）ウ、AV男優（37歳）らは高校二年生（16歳）の女子に対し淫行させ児童ボルノを販売目的で製造した。（6月、警視庁）

出会い系サイト利用事件

ア、宗教法人職員（39歳）は、インターネット上の掲示板に「￥4で絶対会うよ高校生は大歓迎。」等と書き込み、対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引した。（1月、京都）イ、会社役員（29歳）は、「サポートOKです。特に中・高の人だったら高額でおつけですよ。」等と書き込み、対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引した。（2月、佐賀）







# 売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内電話 (03) 5386-4041  
FAX 00170-9-31099  
振創 1973年2月1日

文部科学大臣の発言撤回を求める  
抗議書

報道によつて大臣の「従軍慰安婦」問題の発言を知りました。歴史教科書について、自虐的な従軍慰安婦とか強制連行の言葉が減つてきたのは本當によかったと、別府市のタウンミーティングで述べられた由、甚だ遺憾に存じます。

私たち売買春問題ととりくむ会は売春防止法を獲得した団体の後身組織で、内外の売買春、性搾取の問題にとりくんできました。「従軍慰安婦」問題には一九八八年、韓国の尹貞玉梨花女子大教授を囲んでの集会から始まり、現在に至っています。

「慰安婦」問題はかつて日本が犯した戦争犯罪であり、性差別・民族差別の象徴ともいえます。この紛れもない事実は、将来の日本を担う生徒・学生達に正確な知識として提供されなければなりません。

「慰安婦」問題に限らず国際社会に通用する歴史教育が必要であります。

日本はまだ戦後責任を果たしておらず、私たちは韓国はじめアジアの女性たちに出会うことに日本国民としての責任を感じさせられており、立法による解決を求めるものです。

日本の文教政策の最高責任者である大臣の反省を求め、発言を撤回してより良い職務遂行をされるよう切望いたします。

二〇〇四年十一月三十日

売買春問題ととりくむ会

中山成彬

様

中山成彬文部科学大臣は去る11月27日、大分県別府市でひらかれたタウンミーティングに出席し、「歴史教科書が極めて自虐的で、やつと最近、いわゆる従軍慰安婦とか強制連行といつた言葉が減ってきたのは本当によかった」などの発言をしている。

第七回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議

テーマ 戦後六十年、加害国日本の責任を問う

「慰安婦」問題の解決にどう取り組むか

日時 二〇〇五年二月十一～十四日

会場 韓国Y.M.C.A.アジア青少年センター(東京)

賛同金 一円一万円【個人】一円三千円

郵便振替 〇〇一六〇一七一七〇四五六一

## 人身取引対策行動計画

(抜粋) 人身取引対策関係省庁連絡会議  
2004.12.7

刑法などの改正  
重罰化をめざす刑法・刑

事訴訟法改正案が、昨年11月18日衆議院本会議で可決

○不法就労事案の厳正化  
○人身の自由を侵害する取締り

○人身の自由を侵害する取締り

○不法就労防止に係る総合的な広報・啓発推進

有期刑の上限は今までの15年が20年、併合罪と再犯加重の有期刑上限が20年から30年、死刑・無期から減刑した場合の有期刑の上限が15年から30年となつた。

殺人は死刑・無期もあつたが今までの懲役3年から15年が懲役5年から20年に引き上げられた。組織的な殺人は死刑・無期もあつたが懲役5年から15年だったのが、懲役6年から20年となつた。

強姦致死傷は無期もあつたが懲役3年から5年が、懲役5年から20年に。強姦は懲役2年から15年が、懲役3年から20年の刑に引上げ。強制わいせつは懲役6か月から10年になつた。

## 消せない記憶

## 全國同時証言集会

2004. 12. 4

人身取引対策に関する

2004.11.24

二〇〇四年十二月四日、日本軍「慰安婦」被害女性が東京で開催された「全国同時証言集会」に招かれ、「消せない記憶」を全国十ヵ所（新潟・東京・神奈川・静岡・京都・大阪・広島・高知・福岡・沖縄）にて一斉に開催した。韓国・台湾・フィリピンから計八名の「慰安婦」被害女性が参加。当時の証言をし、日本政府による公式謝罪と法的賠償の早期実現を訴えた。私が「慰安婦」問題について関心を持ったのは、二〇〇三年の秋、集会本番の約一年ほど前だった。図書館で「従軍慰安婦」に関する一冊の本をみつけたのがきっかけだった。そこに書いてあった想像を絶するほどの日本軍「慰安婦」の実態・証言に私は言葉を失った。

それから関連の集会に出掛けたり、韓国の「ナヌムの家」（「慰安婦」被害者の共同生活施設）を二度訪れ、実際に被害者の証言を聞く機会も得た。証言を直接聞くことは私にとってとても貴重な体験だったが、それと同時にどうかしさも感じた。「多くの人たちが日本から来ておばあさんたちの話を聞いて帰っていくが、それつきりで終わってしまうているのではないか。自分もその一人だ何かしたい。でも私一人で一体何ができるのだろう…」そんな思いを抱えた中、全国同時証言集会という企画が東京で上がっていると、いう話を昨年四月にナヌム

の家のスタッフの方に教えるてもらい、飛びついた。東京実行委員会のメンバーの多くが被害女性とその証言に出会い衝撃を受けた経験を持っていた。そして彼女たちの望みを実現するため自分たちが動き出したいもっと多くの人たちにこの事実を知つて欲しい、そんな思いを持つ仲間が集まりこの企画はスタートした。全国各地へ集会参加の呼びかけから始まり、開催日時や招待する被害者の決定資金集め、広報…初心者の私たちにとってすべてが一からのスタートだった。予想以上に各地から賛同の声が上がり、最終的には全国十ヵ所での開催となつた。この集会は計画から実行まで各地の学生や市民が中心となり作り上げた。

があると訴えた。二〇〇人を超える来場者で満員となつた会場は、証言に聞き入る人々の熱気に包まれた。

集会の前日には、被害者二名のトゥアソンさん・李容珠さん（韓国）と細田官房長官との面会が実現し、「名譽を傷つけたことを心からお詫びする。皆様の気持ちを小泉総理にもきちんと伝えます。日本も平和国家として二度とこのようなことをおこすことがないよう努力をしていきたい」という言葉があった。この面会も、私たちが支援団体に国会議員との面会の協力を呼びかけたことから始まり実現できたもので、ひとつ大きな成果を残すことことができた。

今回来日した被害女性たちにどう応えるか、それが会場にきた全員に問われたことだと思う。そして彼女たちがはるばる日本まで来て、当時の苦しい「消せない記憶」を私たちに対し語っているということの意味を私たちは考えなければならない。「戦後六〇年」を迎えた今でさえ、私たちにはこの問題を解決していなければ、多くの人たちがこの事実に無関心である。無関心はそれだけで歴史の忘却や否定に加担しているのではないだろうか。

「行動に移さなければなり変わらない」。私は常にそう思つてゐるし、これらも行動しつづけたい。

GOとの意見交換をおこなつた。文書が届くわけでもなく開催は事実であろうからぜひ出席はしたいと申込みから実現まで手間どったが、当会から四人が参加。受付で人身取引対策行動計画案が渡される。後で回収する、会の間の参考資料のこと。一人一人確認しての文書であった。政府側とNGO側の座席表があるが押しかけ出席者の名前はない。後部の椅子に座った鈴木内閣参事官から行動計画案は作業中、みなさんと共通の思いであろうと挨拶。足木外務省人権人道課長から政府調査団がフリーピンへは9月13・14日、タイへ9月15・16日と調査したとの報告がある。

佐々木郁子元婦人相談員が婦人相談所福祉事務所の対応、夜間体制弱体、職員異動で専門知識が蓄積されない。人身売買ケースの専門施設が必要、婦人補導院活用の提案がある。

サーラーの武藤かおり氏は警察経由の入居はない。警察体制の完備、被害者サポートライン設置、支援の財政を国費対応での要望。IMADR原由利子氏は被害者支援を加害者からの没収であるとかODAの活用を、被害者が来日せず地元での自立支援が必要。

ビザ問題では沖縄県入国管理局参事官が興行ビザの見直しを検討、業界より厳しすぎるとの意見は出ているが緩和は考えずとのこと。田端警察庁生活環境課

制のあり方を検討中、一〇番での外国語対応を多いたい。足木課長は帰国費を予算要求中である。DAを国内で使いたいがきない、該立国で実施した高橋が矯風会女性の家ELP運営十八年の状況とりくむ会の活動、ニュース百七十号の内容をあげ日本の財政状況から既存婦人保護事業の利用とうが現在でもDVケース予算人員などの拡充強化必要、公的施設より民間エルターの方が手厚い支をする。しかし財政支援絶対必要である。HELP18年間、国の支援はゼロある。各地のDVシェルターを活用せよ。加害者問題では性産業公認政策は法系の矛盾、政府の責任とて解決せよなど主張した田端課長は法改正を検中といい、法務省は刑法正を通常国会に提出予定。山田厚生労働省家庭福祉課長は婦人相談所一次保護設を活用したい。新財源不可能で現存のものを有効活用する。沖参事官は女たちを入管ではなくシェルターを利用したい。国費還は強制退去者、短期滞在はIOM(国際移住機関)支出を今後努力したい。見直しであつて立法しないのが前提か、省庁連絡議より強力機関が必要ではないかに對して、鈴木参事官は特別立法はせず既存制度の強化、刑法、風営法、入管法などを改正予定、括的な被害者保護法は考

集第五号まで発行などボルノの社会問題化を目指し動きが紹介される。会場は資料、出版物が展示販売されていた。

観光政策としての売買渡鹿野島をめぐつて—藤野豊氏。とりくむ会二ース一六九号記載の事実報告。地域振興策として公娼制度であつたし、渡野島の状況が象徴していく。町当局は出版中止を要求してきた。公権力による出妨害ではないか。解放出社は出版の意思があるが、部落解放同盟の態度があまいである。同盟三重県部を町当局が抱き込んだ。島は漁業は小規模であり水浴場も小さい。観光業で盛んで島内に売買春がとこんでいる印象をうける。質疑応答のときに藤野氏は磯部町の謝罪要求はショクだった。ボルノ・賣買春問題研究会や賣買春問題とりくむ会との出会いに力づけられたと話された。

戦時性暴力とボルノ・卖キ買春は清末愛砂氏。イラク戦争での性的虐待の写真が流れ威圧効果があつた。女性（アメリカ軍兵士）が加害者であることのニュースがわかつた。被害者たつたことがあった。被害者たつたことが常識的。米軍に拘束されていなかった。『慰安婦』は女房副、一九八〇年以降機器の登場で暴力ボルノが盛んになっていた。力ポルノは山本有紀乃氏。一月、確定期間未解決が戦時性暴力を報じられていない。『慰安婦』は資料、出版物が展示販売続けさせている。

春 売る。鹿の版をはる。春は、支い、版の海が、けられ。支い、版は、うつと問う。亮克は、性を知り、泰発を。

△「三位一体改革」その後  
婦人保護事業も「三位一体改革」の対象でありその決着が注目されていたが、04年11月26日、政府と地方六団体の間で合意が成立、対象にあがつていた多くの事業は当分現状のまゝとなり、次年度予算案が作成されている。

△婦人保護施設廃止県  
売春防止法第36条に定められている婦人保護施設を廃止した県は11県となつた。青森、富山、長野、山梨、奈良、岡山、鳥取、島根、徳島、熊本、宮崎である。

婦人保護施設は法文では「設置することができる」という任意設置であるため廃止は法律違反ではなく、廃止県は婦人相談所一時保護施設で代行させている。

◇NHKに自民党議員圧力  
女性国際戦犯法廷を取材放映にあたり内容が改ざんされ裁判中であるが、1月12日朝日新聞によると自民党安倍晋三・中川昭一両衆院議員がNHK側に圧力をかけたことが判明。VAWWI-NETジャパンが抗議

# 売買春問題とニュース



この連帯会議は、日本軍「慰安婦」制度の被害者が初めて声をあげた翌年、一九九二年にソウルで第一を開催。その後アジア各地で開かれ、今回は第七回目となる。開催国日本では実行委員会を結成、戦後60年の今年、何としても「慰安婦」問題の正当な解決を実現したいと、日本政府に国連など国際諸機関の勧告に向き合うことを求め、アジアの人々と共に立法化実現の運動を進めるため、連帯会議への賛同・参加を広く呼びかけってきた(賛同は二月末現在約60団体)。

会議は二月十二日、十三日東京千代田区の韓国YMC

CAアジア青少年センターで開かれ、韓国、中国、フィリピン、台湾の被害女性と支援団体、及び日本から

十二日の会議では、売買春問題ととりくむ会高橋喜久江事務局長が、会議実行委員会からの開会あいさつ。

「第二回目を九三年に日本で開催して以来ほとんど事態が前進していない状況を、この会議が打破し、日本政

府への圧力を高めることを願う」と述べた。

各國からの現状報告と運動提案者は、韓国挺身隊問

題対策協議会、朝鮮日本軍「慰安婦」強制連行被害者補

偿対策委員会(文書代読)、

中国(康健弁護士)、フィリピン(レチルダ・エクストレマラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期表が、フィリピン国会が日本政府への要望決議を一月二十五日におこなったこと、

フィリピン外務省がブレキをかけたこと、一月二八日に日本大使館へのデモが行なわれたことなどを述べた。参加者の自己紹介をする。閉会後、日本側は最後の打ち合わせをした。

日本からの報告と提案は、(三宅和子)、下関判決を生かす会(梁澄子)、女たちの戦争と平和資料館建設委員会(池田恵理子)が行った。

現状報告と運動提案を受けた討論では、「女性のためのアジア平和国民基金(二〇〇七年に解散する)

は各國の運動に混乱をもたらす。こみ、被害者の尊厳回復にはならず、償い金を受け取ったか否かに關係なく失敗であったこと、日本でおきているNHK番組改ざん、卒業式・入学式での国旗国歌強制、「新しい歴史教科書をつくる会」と行政の危

下強制動員被害者真相究明法に基づき、真相究明委員会が活動を始めた。今国会が活動と過去史清算運動(韓国挺身隊問題対策協議会鄭淑子)、政治家のNHK番組介入の背景と記憶の改ざん(VAWW-NETジャパン西野瑞美子)、重大な人権侵害の救済と国際法青山学院大学申惠子)、「慰安婦」裁判の成果と課題(中国人「慰安婦」裁判弁護団山田勝彦)、「慰安婦」立員秘書)。最後に連帯会議の決議が読み上げられ、シンボリックとして確認された。

十四日は参議院議員会館で院内集会。午後の閉会まで時間の運営を行った。今回の会議のすべての成

り、日本側国会議員は主として女性議員が多く、立法状況について報告。円より子院議員が議員として慚愧に堪えないの発言もある。与党対策の必要がいわれた。

日本側国会議員は主として女性議員が多く、立法状況について報告。円より子院議員が議員として慚愧に堪えないの発言もある。与党対策の必要がいわれた。

前日の連帯会議開会時に開かれた。これらと対決しながらの立法化運動、ま

だ、非暴力・平和な社会をめざす国際社会の幅広い運動と連帯することの重要性

陳騫の二人に加えて、到着

発行所 売買春問題ととりくむ会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
橋風会第2会館内

電話 (03) 5386-4041

FAX 00170-9-31099

創刊 1973年2月1日

## 第7回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議

2005.2.12-14

したばかりの韓国の沈達蓮さんも挨拶した。中国の劉面煥さんについてはビデオを康健弁護士が紹介した。

高齢や病気を押して来日した被害女性はいずれも壮絶な体験と今まで続く苦悶を語り、「慰安婦」問題

が、日本軍の管理下で組織的に行われた犯罪であった。

ことを生々しく証言した。

突然日本兵士が家に現れた。北朝鮮、オランダから文書が届いた。

前日は同会場レストランで歓迎セレブン。

外国代表が全員は揃

わらず、フィリピンからの代

表が、フィリピン国会が日

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日の十一日夜は同会場

レスラードで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同マラヤ・ロ

ドウーラ)、同マリーラ・ピリピーナ(レチルダ・エクストレマ

ラズ(スザン・マカブアラズ)、同ロラズ・カンパニエラ(ネリア・サンチョ)、一郎氏から、これまで会期

表が、フィリピン国会が日本

本政府への要望決議を一月

二五日におこなったこと、

台湾・台北市婦人救援基金

も含め、約一五〇人が参加

した。北朝鮮、オランダか

らは文書が届いた。

前日は同会場

レストランで歓迎セレブン。

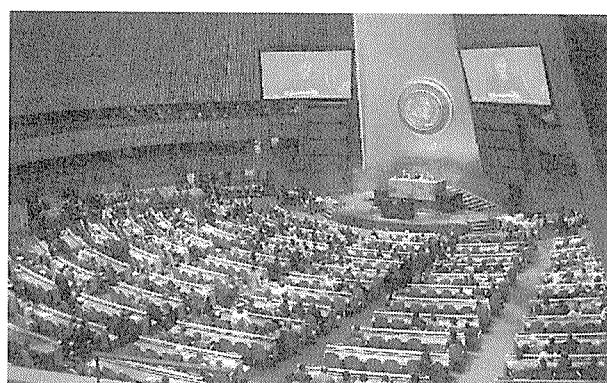
中国(康健弁護士)、フィ

リピン(レチルダ・エクストレマ



# 売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
矯風会第2会館内  
電話 (03) 5386-4041  
FAX 00170-9-31099  
振替 1973年2月1日



165カ国の政府代表が参加した「北京+10」会議

北連でも「慰安婦」は課題に  
北京+10とジュネーブ人権委員会報告

5.2.28-3.11  
5.3.14-4.22

北京+10報告  
国連北京世界女性会議から十年目の今年、ニューヨークの国連本部で「北京+10」会議が開かれた(2月28～3月11日)。一九七五年から五年か十年ごとに大規模な国連世界女性会議が開かれてきたが、今回は第49回「国連女性の地位委員会(CSW)」を閣僚級に格上げして開催され、一六五カ国の政府代表が参加した。

この十年の成果を検証する「北京+10」は、男女平等を実現するための包括的な処方箋、「北京行動綱領」を再確認する「政治宣言」の採択が焦点となつた。成

果文書を新たに作らないという方針は昨年の段階でNGO側もわかつっていたので、「慰安婦」問題に取り組む私たちの活動は、この十年の活動の成果とともに、未

解決の課題であることを世に報告した。

一つは、米国で活動する「慰安婦」問題に関する「慰安婦」問題に取り組むもの。フィリピン(ネリヤ・サンチョ)、韓国(シン・ヘス)、日本(渡辺美奈)、米国在住(寺沢由紀)の支援者が、被害女性の状況や最近の活動について報告した。フィリピンからは、被害女性自身が回復をうつた。また、頻繁に問題の解決を求める百万人署名を集め、一九七〇年の今年、議題6(人種主義・人種差別)、議題7(世界各地の重大人権侵害)、議題11(市民的・政

界の女性たちに知らせ、戦

後六年の今年、被害女性

が高いニューヨークである

「北京+10」には、物価

が高いニューヨークである

「北京+10」には、物価

にもかかわらず、保守派の

バッカラッシュに危機感を

強めた女性たちが各国から

延べ六千人が集まり、政治

宣言や決議文へのロビーイ

ングを行いつつ、国内外

紛争と女性に関するフォ

ームはいくつかあつたが、

そのうち二つが「慰安婦」

問題を中心課題として取り

上げた。

一つは、米国で活動する

「慰安婦」問題に関する

「慰安婦」問題に取り組む

私たちの活動は、この十年

の活動の成果とともに、未

解决の課題であることを世に

報告した。

この十年の成績とともに、未

解决の課題であることを世に

報告した。

この十年の







# 売買春問題とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会  
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25  
橋風会第2会館内  
電話 (03) 5386-4041  
FAX 00170-9-31099  
振創 1973年2月1日

100五年九月

## 衆議院議員選挙立候補者アンケート

当会では長年にわたり、なことで十分な準備もできなかったが、各党のHPな基にをもつて、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとっていますが、これには内外の反対がありました。「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会はじめ国際的な流れです。日本の国連安保常任理事国入りを多くのNGOが反対しており、私たちは戦後責任を果たすために「慰安婦」問題の立法措置を望んでいますが、開選されましたが、国会議員としてどのようにお考えになりますか?

I. 日本軍「慰安婦」問題について  
今年は戦後六十周年の節目の年になります。まだ解決されてない戦後処理問題の一つに日本軍「慰安婦」問題があると私は考えます。

政府は二〇〇七年三月には廃止が決まっている女性のためのアジア平和基金をもつて、「慰安婦」問題は解決済みとの態度をとりましたが、これは内外の反対がありました。「政府による公式謝罪・賠償が必要」は国連人権委員会はじめ国際的な流れです。日本の国連安保常任理事国入りを多くのNGOが反対しており、私たちは戦後責任を果たすために「慰安婦」問題の立法措置を望んでいますが、開選されましたが、国会議員としてどのようにお考えになりますか?

今までは参議院に提出されてきた「戦時性の強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。

口、協力しない。

ハ、新たな法案作成に努力し、発議者になる。

二、賛同者になる。

〔J意見〕

### II. 女性への暴力、特に性暴力について

①現行の売春防止法第5条は事实上女性のみを处罚の対象としています。今やスウェーデンでは賣春関係においては賣春男性のみが处罚の対象になっています。日本の法制度では男女平等の考え方からみて不公平とお考えになりますか?

②私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の人権を確立する法律をつくりたいと願うものです。すでに請願運動を始めています。法改正にいかんか

協力いただけますか。

イ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。

ロ、賛同者になる。

ハ、協力しない。

③政府・法制審議会は刑法改正を検討し、一部改正されましたが、私たちは性に関する項目の改正を求めるものです。保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか?

イ、強姦が三年以上の刑が三年となりましたが軽すぎます。何年以上がいいとお考えになりますか?

ロ、現行法は「近親姦」の規定がありますが、児童施設や婦人保護施設の利用者には被害者がかなり存在します。处罚規定が必要とお考えになりますか?

ハ、性的同意の年齢が十三歳未満とは低すぎると思いませんか?

二、強姦は殺人罪になっています。輪姦の親告罪は売春防止法施行後にはずされました。強姦は殺人に次ぐ人権侵害とどうえ、告訴等待する必要があります。日本国民が海外で犯罪を犯すことも多く生じます。新規立法には国家の方針として「国外犯規定を設ける」とが必要とお考えになりますか?

アンケート回答

人（阿久津幸彦、荒井聰、石川知裕、石田勝之、泉房穂、小川淳也、金田誠一、

北神圭朗、北橋健治、小林哲也、斎藤勁、佐々木隆博、佐藤謙一郎、島田久、高野守、土田龍司、土肥隆一、

中村友信、平田正源、福田昭夫、牧野聖修、松木謙公

松本龍、山花郁夫、横山北斗、社民党十三人（池田万

佐代、植田至紀、大島令子

奥田研二、久保孝喜、小島潤一郎、菅野哲雄、辻元清美、東門美津子、中川智子、

中谷良子、山口わか子、山本喜代宏）共産党十一人（池田真理子、石井郁子、笠井亮、加藤隆雄、木島日出夫、佐々木憲昭、瀬古由起子、中林よしこ、花田仁、平松順子、森原公敏）公明党三人（斎藤鉄夫、高木陽介、野々川正幸）自民党一人（及川敦）の合計五三人

であつた。（敬称略）

I 「慰安婦」問題について、回答された大部分の四

人がすでに参院に提出さ

れた法案の成立に協力する

と答えていた。公明党の候

補者の一名も協力すると答

え、自民党候補だけは協力

しない、と答えていた。公

明党の二人は無答、▼戦後

处理の一環としてなお幅広い観点から検討していくた

い。（公明・高木陽介）こ

れに対して新たな法案を作

り、現行法で妥当と答えた一人を除き、軽すぎる、

改訂された点について尋ねたが、現行法で妥当と答えた

て尋ねている。

イでは「強姦」が3年と

改訂された点について尋ねたが、現行法で妥当と答えた

て尋ねている。

イでは「強姦」が3年と

改訂された点について尋ねたが、現行法で妥当と答えた

て尋ねている。

II-①では大部分は不公平

買春处罚をすべきと答えて

いる。▼性を商品化するこ

山北斗、福田昭夫）▼性犯

とは人間としての尊厳を否定するに等しいこと、「勧誘」する側だけを取締対象にするのは正しくない（共

人（阿久津幸彦、荒井聰、石川知裕、石田勝之、泉房穂、小川淳也、金田誠一、

北神圭朗、北橋健治、小林哲也、斎藤勁、佐々木隆博、佐藤謙一郎、島田久、高野守、土田龍司、土肥隆一、

中村友信、平田正源、福田昭夫、牧野聖修、松木謙公

松本龍、山花郁夫、横山北斗、社民党十三人（池田万

佐代、植田至紀、大島令子

奥田研二、久保孝喜、小島潤一郎、菅野哲雄、辻元清美、東門美津子、中川智子、

中谷良子、山口わか子、山本喜代宏）共産党十一人（池田真理子、石井郁子、笠井亮、加藤隆雄、木島日出夫、佐々木憲昭、瀬古由起子、中林よしこ、花田仁、平松順子、森原公敏）公明党三人（斎藤鉄夫、高木陽介、野々川正幸）自民党一人（及川敦）の合計五三人

であつた。（敬称略）

I 「慰安婦」問題について、回答された大部分の四

人がすでに参院に提出さ

れた法案の成立に協力する

と答えていた。公明党の候

補者の一名も協力すると答

え、自民党候補だけは協力

しない、と答えていた。公

明党の二人は無答、▼戦後

処理の一環としてなお幅広い観点から検討していくた

い。（公明・高木陽介）こ

れに対して新たな法案を作

り、現行法で妥当と答えた

て尋ねている。

イでは「強姦」が3年と

改訂された点について尋ねたが、現行法で妥当と答えた

て尋ねている。

イでは「強姦」が3年と

改訂された点について尋ねたが、現行法で妥当と答えた

て尋ねている。

II-①では大部分は不公平

買春处罚をすべきと答えて

いる。▼性を商品化するこ

山北斗、福田昭夫）▼性犯

は強姦と同じ5年という答

えが占めた。何年がいいか

と聞いに10年7年と答えたものもあつたが、大半

は強姦と同じ5年という答

えが多かった。▼被害者の精神的苦痛を考え、5年で

もよいと考へる（民主・横

と被害者のプライバシーや

利益を考慮しなければとい

う意見も共産党を中心

にいる。

う意見も共産党を中心

# 戦後60年！世界連帯8月行動

世界連帯8月行動

05.8.10~12

8月12日院内集会  
戦後60年、「日本軍性奴隸制問題を解決するよ」日本政府に要求して八月十二日参議院会館で、世

界各国から集められた「国

は「日本軍性奴隸制問題を解決するよ」と話した。円より子議員

主)は「何が真実かを知れ

ば誤った発言は無くなる」

に抗議。白眞勲議員(民)は「『慰安婦』問題の真の解決をはかる議員

と話した。立法に全力を尽くすと述べた。

西野瑞美子さん(VAW)は今回

の署名は「しろや国連ア

ン事務局長にもすでに提出

したと報告。この日はその

後に集まつた分を入れて五

万四六二筆がハルモニ

ウル日本大使館前の

水曜

は閉会、折しも雨模様の悪

い連帯会議で、韓国挺対協か

ら、「今年は第二次大戦後

六十年にあたる、八月十日

に韓国は水曜デモを行なうが

国際連帯の証しとして共同

行動を取りたい、国際署名

も日本政府に手渡したい」

院議員会館前に集まる。参

議員会館前と決める。

八月十日(水)十二時参

議員会館前に集まる。参

議員会館前と決める。